

# 令和8年度結婚応援メディア戦略強化事業業務委託仕様書

## 1 事業の目的

本県における少子化要因のひとつである婚姻数の減少に対して、若い世代の結婚や家族に対する意識の変化を踏まえ、メディアと連携した戦略的な広報やイベントの開催等により、ライフプランを早期検討する必要性や、宮崎での出逢い・結婚に対するポジティブなイメージや出逢い・結婚を社会全体で応援する気運の醸成を図ることを目的とする。

## 2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 3 本業務を実施する上での留意点

実施にあたっては、結婚、子育てが個人の自由な意思決定に基づくものであり、特定の価値観を押し付けたり、不必要的プレッシャーを与えることがないよう留意した上で、次の事項に配慮した提案をすること。また、各業務の連続性に留意し、統一感のとれたものとすること。

- (1) 社会全体で出逢いを応援する気運醸成を図る工夫があること
- (2) 結婚を意識する前の若い世代の興味・関心や共感を得る工夫があること。

## 4 業務委託の内容

### (1) 広報等関連業務計画の策定

#### ① 内容

広報等関連業務に係る業務計画を策定

#### ② 留意事項

- ・年間の業務計画書を4月中旬までに紙媒体1部、電子データにて提出すること。
- ・大規模イベントの実施（県内で4回）を考慮した計画とすること。
- ・「(12)自由提案」を行う場合は、項目を計画に盛り込み策定すること。

### (2) 広報動画の放送

#### ① 内容

県が提供する広報動画の放送

#### ② 留意事項

- ・必要に応じて広報動画の編集・修正等を実施すること。
- ・広報動画はテレビCMやSNS・WEB広告で少なくとも300回放送すること。なお、SNS・WEB広告はInstagramを含む少なくとも2種類以上の媒体により効果的に実施すること。
- ・特定のメディア、企業に偏ることのない、幅広い広報を実施すること。
- ・4か月程度ごとに広報の実施結果を報告すること。

### (3) マスメディア及びソーシャルメディアによる広報

#### ① 内容

- ・テレビ、ラジオ、SNS等における各種マスメディアを活用し、結婚・子育てに対するポジティブなイメージや社会全体で結婚を応援する気運の醸成を図る広報について企画、制作及び実施すること（ショートドラマの制作など）。

#### ② 留意事項

- ・広報におけるターゲットや効果を明確にすること。

### (4) 啓発グッズの制作

#### ① 内容

- （6）県内開催イベントでの周知広報等で、イベント情報会員 LINE（ひなたの恋 LINE）及びひなたの恋パス事業（下記（10）参照）の啓発に使用するグッズを企画・制作すること。

#### ② 留意事項

- ・素材単価 250 円／個程度の品を選定し、3,200 個程度作成すること。
- ・ひなたの恋等の文字を入れること。

### (5) アンバサダーの委嘱

#### ① 内容

- ・著名人に「ひなたの恋 応援アンバサダー」を委嘱し、県内の婚活イベント等へ招聘すること。
- ・蛙亭イワクラ氏を引き続き「ひなたの恋 応援アンバサダー」として県内の婚活イベント等へ招聘すること。
- ・アンバサダーのテレビ番組出演など、婚活イベントに参加しない方にも出逢い・結婚に対するポジティブなイメージを持ってもらうための企画・運営を行うこと。

#### ② 留意事項

- ・イワクラ氏のみに限る必要はなく、複数の著名人による構成も可能とする。
- ・若い世代に認知度が高く、出逢い・結婚に関してポジティブなイメージを発信できる方を選定すること。

### (6) 出逢い・結婚気運醸成イベントの開催

#### ① 内容

- ・県内の独身男女を対象に参加者 100 名程度を想定したイベントを契約期間中に県内で 4 回以上開催すること。
- ・イベントの運営及び参加者の募集・集客・申込対応等を行うこと。
- ・各イベント集客のためチラシ・SNS 等を活用した広報を実施すること。

#### ② 留意事項

- ・4 回のイベント開催地、開催時期、企画内容について提案すること。
- ・各イベントは若い世代が気軽に参加できる企画内容とすること。

- ・各イベントには、可能な限りアンバサダーを招聘すること。
- ・イベント参加者の募集は県が提供するイベントシステムを活用して実施すること。
- ・イベント参加者の個人情報管理方法について記載すること。

#### (7) イベント情報会員 LINE（ひなたの恋 LINE）の運営

##### ① 内容

- ・イベントシステムに登録された情報や県内の出逢い・結婚に関する情報、イベント開催状況報告等を週1回程度配信すること。
- ・年間の配信案を作成し、必要に応じて取材、原稿作成等を行うこと。
- ・併せてひなたの恋 Instagram も運用し、効果的な広報を実施すること。

##### ② 留意事項

- ・配信は原則毎週金曜日とする。配信案は婚活イベント等の実施時期を踏まえて作成し、県と相談の上決定すること。
- ・LINE 登録者1万人を目指した広報について、(3) マスメディア及びソーシャルメディアの活用のほか、登録を促すチラシの増刷、県内の各種イベントでの協賛等(ブース設置や頒布物への協賛広告など) の方法により実施すること。

#### (8) イベント情報会員 LINE（ひなたの恋 LINE）登録促進キャンペーンの実施

##### ① 内容

- ・LINE の登録者を増やすため、登録者に賞品やデジタルポイントなどが抽選で当たるキャンペーンについて提案し、実施すること。
- ・キャンペーンの効果的な広報について提案し、実施すること。なお、LINE のPRとキャンペーンの案内を兼ねた内容とすること。
- ・賞品等の選定及び準備を行うこと。
- ・受託者にて公正に抽選を行い、賞品毎の当選者を決定のうえ、当選者に賞品を発送すること。
- ・キャンペーン事務局として、応募者からの問い合わせに対応すること。

##### ② 留意事項

- ・キャンペーンは毎月実施し、期間は令和8年4月から令和9年2月とすること。
- ・賞品購入費及び発送費は総額 538,450 円(税抜)以下／年とすること。また、当選者は毎月10名程度とし、賞品の場合は可能な限り県産品や県内施設を利用した商品とすること。

#### (9) イベントシステムの管理・運営

##### ① 内容

- ・県内の出逢いイベントを集約する「ひなたの恋イベント」システムを管理・運営する窓口を設置すること。
- ・県が提供するシステムを活用すること。
- ・イベント主催者の登録及び登録イベント承認事務を行うこと。

- ・登録イベントの内容を確認し、不備がある場合、イベント主催者に修正依頼を行うこと。
- ・イベント会員登録者、イベント主催者等からの問合せに対応すること。
- ・イベントにてマッチングした会員に対するフォローを実施すること。
- ・イベントシステムからの交際状況確認メールに返信がない場合、個別に回答の催促を行い、回答があった交際状況について、随時イベントシステムの交際区分を更新すること。
- ・交際状況確認メールに回答があり、交際を継続している場合もしくは成婚した場合、交際期間もしくは成婚状況に応じた商品券等を選定・送付すること。
- ・商品券等の購入及び発送にかかる費用は総額 550,000 円（税抜）以下／年とすること。
- ・イベント会員登録者に対する利用状況等のアンケートを実施（年 1 回以上）すること。

## ② 留意事項

- ・個人情報管理方法について提案書に記載すること。

# (10) ひなたの恋パス応援店事業の募集や管理・運営

## ① 内容

- ・ひなたの恋パス応援店の登録等を行う事務局を設置し、応援店等からの問合せへ対応すること。
- ・新規応援店の登録促進
- ・応援店を募るためのチラシの増刷・配布。（3,000 枚程度）
- ・応援店に掲示する POP、ステッカー等（500 枚程度）の増刷、並びに応援店登録店舗への配布を行うこと。

## ② 留意事項

- ・応援店登録システム及びホームページ、チラシ、POP、ステッカーのデータは、県が提供する。
- ・チラシ及び(11)キャンペーン等の広報を活用して、利用対象者のニーズに合った新規応援店及びサービス内容を募集すること。募集に当たっては、500 店舗の増加を目標とすること。
- ・その他、新規応援店の登録促進を図る取組を提案することも可能とする。

# (11) ひなたの恋パス利用促進キャンペーンの実施

## ① 内容

- ・ひなたの恋パスの利用促進及びひなたの恋パス応援店の増加を目的としたキャンペーンについて提案し、実施すること。
- ・利用者に対する効果的な広報について提案し、実施すること。なお、ひなたの恋パスの PR とキャンペーンの案内を兼ねた内容とすること。
- ・ひなたの恋パス応援店に対し、店舗内でキャンペーンを周知するチラシ、POP 等の掲示物を配布すること。
- ・キャンペーン事務局として、応援店及び応募者からの問い合わせに対応すること。

## ② 留意事項

- ・キャンペーンは、令和 9 年 2 月末までに終了することとし、実施期間は県と協議の上決

定すること。

- ・事業の広報に際しては、ひなたの恋 LINE 及び Instagram と連携し、当該 SNS 登録者を増やす仕組みを検討すること。
- ・キャンペーンにかかる費用は総額 1,100,000 円（税抜）以下とし、賞品を準備する場合は、利用者である結婚を希望する独身者のニーズに合致したものとするほか、可能な限り県産品や県内施設を利用した賞品とすること。
- ・可能な場合は、別途、応援店に募る協賛品の収集も併せて行うこと。

## (12) 自由提案

### ① 内容

上記（1）～（11）以外の効率的かつ効果的な広報等関連業務がある場合は、企画、制作及び実施すること。

#### 【提案例】

- ・インフルエンサー等とコラボした、「結婚応援事業の周知」、「気運醸成」 SNS 広報を実施する。
- ・企業とコラボし、「出逢い・結婚応援」に関連する商品開発やプロモーションを実施する。

### ② 留意事項

- ・独自性を発揮した効果的な提案とすること。
- ・「1 事業の目的」を踏まえたうえで、自由提案における目的やターゲット、効果を明確にすること。
- ・具体性のある実現可能な提案とすること。

## 5 著作権等の取扱い

- (1) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うことし、その経費は委託料に含むものとする。納品する成果品について、第三者の著作権・肖像権その他の権利（以下「第三者の権利」という。）を侵害することがないよう業務を実施するとともに、成果品が第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題については、受託者が一切の責任を負うこととする。
- (2) 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて県に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。
- (3) 受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前述のとおりとする。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の費用負担で対応するものとする。
- (5) 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、県と受託者で協議の上処理することとする。

## 6 成果品

受託者は、委託業務を完了した時は、以下を定められた期日までに提出すること。

- (1) 業務完了報告書（紙媒体1部、電子データ（CD-R等））
- (2) 本業務により完成した成果物および成果データを記録したCD-R等

## 7 委託事業に関する経費の管理等

- (1) 次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。
  - ① 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
  - ②団体等へ加入するための負担金
  - ③租税公課（消費税及び地方消費税は除く）
- (2) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。
- (3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。
  - ①金銭出納簿等の会計関係帳簿
  - ②本事業に従事された方の勤怠管理関係書類
  - ③業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書
  - ④その他、協議の上、必要と認められる書類

## 8 共通留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分協議・連携をとりながら進めること。
- (2) 委託業務の範囲は、「4 業務委託の内容」の内容を基本とするが、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、県と調整のうえ委託業務を遂行すること。
- (3) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告・協議を行うこと。
- (5) 業務実施に当たっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、県と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (6) 性別役割分担意識等の特定の価値観を押しつけたり、結婚や子どもを持つことへのプレッシャーを与えたりすることがないよう、必要に応じて有識者の助言を受ける等の措置をとること。
- (7) 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態があることなどに配慮すること。
- (8) 本業務で得られた情報等については、県の許可なく流用してはならない。
- (9) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を県内に本店、支店、または営業所があり、かつ、宮崎県入札参加資格者名簿（令和8年4月）に登録されている者とすることに努めるとともに、以下の点を明確にして、あらかじめ県の承諾を得ること。
  - ① 再委託する業務の範囲
  - ② 再委託する合理性及び必要性
  - ③ 再委託先の業務履行能力

④ 再委託業務の運営管理方法

- (10) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (11) 本業務の校正は、回数の制限を設けずに実施し、県と協議により業務を進めること。
- (12) 事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受託者が行うものとする。
- (13) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受託者の責任において対処すること。